ASワンプラ出品

検査マニュアル

Ver.2015.07.10

ASワンプラ出品
検査マニュアル

は　じ　め　に

出品票作成にあたって

ASワンプラは、第3者による検査はありません。出品店様の自社検査となります。
また、落札店は、現車確認もできない為、出品票の記載内容・車輌の写真のみで車輌の状態を判断をすることとなります。
その為、現車オークション会場ではクレーム対象外となる内外装についてもクレーム対象とさせていただいております。
落札店の立場に立って、内外装の状態、不具合箇所、修復歴車の事故箇所を必ずご記入いただきますよう、お願い致します。

セールスポイントも不具合も詳しく記入しましょう

◆初年度登録の「月」
◆外装色の「カラーナンバー」
◆ワンボックス車は乗車定員、シート形状
◆バン・トラックは積載量・荷台寸法
　クレーンの段数・冷凍温度
◆社外ナビ・TV・オーディオの
　メーカー・型番
◆メーカーオプション・希少装備
　例）サイドビューモニター
　　アラウンドビューモニター
　　インターナビ
　　ETC(ナビ連動)
　　パワースライドドア(片側・両側)
　　バックモニター(カラー・白黒)

◆キズヘコミ等は「各小A小B」ではなく
　展開図へ記入
◆修復歴車の事故箇所・状態の詳細
◆故障・不具合箇所

出品店の義務

出品店は、ＡＳワンプラへ出品に際して、次の義務を必ず守っていただきます。

1. 出品店はＡＳＮＥＴ諸規約に基づき、エンドユーザーの立場に立ち、車輌の検査を綿密に行い、出品車輌の車歴・仕様・品質・瑕疵の程度等を誠実に申告しなければならない。
2. 1項の結果、クレーム等のトラブルが生じた時は、当社が紛争を解決するためにクレーム裁定を行うものとし、当該者双方が「ＡＳＮＥＴ規約」に基づき理解と協力をもって紛争の円満解決を諮ることを義務とする。
3. 出品店が、不具合箇所を知りながら故意に表示を怠った場合や、2項の裁定結果に従わない場合は、当社の判断により、出品・落札制限・落札停止及び金銭的ペナルティ等を科するものとする。
4. 出品票は、一般通常取引における契約とみなし、正確に表示するものとする。

は　じ　め　に

出品できない車輌

下記車輌は、出品いただくことができません。

1. トレーラー、キャンピングトレーラー等の被けん引自動車
2. 二輪車
3. 農業機械、工業機械等の特殊車輌
4. 車輌部品、船舶等の車輌以外の物品
5. 盗難車輌、接合車輌、差押え車輌等の違法な車輌
6. 国産車のうち未登録車（製造後一度も登録されたことのない車輌）
7. 不動車・オイル漏れがひどい車輌・自走できない車輌

※上記車輌を出品された場合、出品店様にお断りなく掲載を中止したり、商談をお断りする場合があります。

出品時に注意いただきたい車輌

ASワンプラにて成約した車輌は、自動陸送での陸送手配となります。

下記車輌は陸送会社が陸送を断る可能性や、積載車での陸送ができず自走対応になり陸送費が高額になる可能性があります。陸送料金が折り合わず商談取消になる場合や、商談をお断りする場合もありますが、ご了承ください。
また、商談時、出品店様に計測や現車確認をお願いすることがあります。

ローダウン車 （社外サス装着車）	最低地上高を出品票に記載してください。 最低地上高11ｃｍ以上無い車輌は、積載車による陸送が手配出来ない可能性があります。 また、車高調の場合は陸送時に11ｃｍ以上迄上げてもらうようお願いする場合があります。
リフトアップ車・ インチアップ車	地上高を出品票に記載してください。
諸元が大きい車・ ルーフキャリア装着車	現状の諸元を出品票に記載してください。　諸元が「長さ500ｃｍ、幅200ｃｍ、高さ230ｃｍ」を超える車輌は、積載車での陸送が手配出来ない可能性があります。
旧車（昭和登録車）	自走可能かご確認ください。
ASNET登録住所以外からの出品車	落札店の画面には、ASNET登録の住所から引き取った場合の陸送料金が表示されておりますので、基本的には、出品店舗ごとに会員登録をしていただきます。一度ASへご相談ください。

ASワンプラ評価基準

外装評価点

評価点	基準内容		
	外装・内部ダメージ	登録・走行条件	内装条件、評価点の上限、補足等
S	**無傷、無補修であるもの**	登録1年未満 走行1千km以内	内装Aまで
6	バンパーA1が1カ所程度	登録3年以内 走行3万km以内	内装Aまで
5	交換パネルなし バンパーA2が1カ所程度	登録5年以内 走行5万km以内	内装Bまで ガラス小飛石まで
4.5	レベル2が2パネルまで(※1) ボルト交換パネル1カ所まで 合計10ポイント以内(※2)	走行8万km以内	内装Bまで メーター交換（$）上限 ガラスヒビ上限
4	レベル3が1パネルまで レベル2が3パネルまで(※1) 合計15ポイント以内(※2)	走行13万km以内	ルーフBP跡上限 コアサポート、バックパネルの軽微な小歪上限 コーションプレート欠品上限 同色全P上限 ガラス割れ上限
3.5	A2が5パネル、U2が3～4パネル、U3が2パネル、U5が1パネルまで 合計25ポイント以内(※2) クォーター片側交換		メーター改ざん（*）走行不明（#）上限 ルーフU2上限、コアサポート、バックパネル修正、曲がり上限 色替え上限
3	外装3.5の範囲を超えるもの 合計30ポイント以内(※2) クォーター両側交換、ステップアウター交換、バックパネル交換		雹害車（軽微）上限 下回り腐食まで（腐食穴不可）
2	**粗悪車** （冠水車、消火器噴霧跡、その他災害車）		ボディ腐食大、腐食穴多し等
1	**改造車** （規格外エンジン・ミッション・タービン乗せ替え、外寸の変わるパテ埋め等）		改造車とは規格外のパーツが装着され継続検査を受けられないもの、重要骨格に加工等があるものとし、注意事項に改造部位を記載すること 公認車は、通常評価とするが注意事項に改造部位を記載すること 改造車で修復歴のある場合、評価点はRとし、注意事項に修復箇所・改造部位を記載すること
R	**修復歴車**		修復歴とは、外板パネルを介し波及した力が骨格部分に達しているものおよび骨格部分を加修しているもの、修正機跡があるもの 注意事項に修復箇所を記載すること 評価点「A」表記については「R」表記と見なす
0	**事故現状車**	陸送会社が運搬できる車輌であること	展開図に事故範囲を〇印で記載、注意事項にエアバックの状況を記載すること

※1:レベルとは検査記号A1～A3、U1～U5、S1～S3、W1～W3の数値をいう(例:A1はレベル1、U2はレベル2)
※2:ポイントとは検査記号A1～A3、U1～U5、S1～S3、W3の数値の合計をいう(W1、W2は展開図に記載するが加算しない)

ASワンプラ評価基準

展開図の記入

■ 検査記号

	1	2	3	5
A キズ	約10cm程度	約30cm程度	A2を超える傷	—
U ヘコミ	エクボ・小ヘコミ ゴルフボール程度まで	中ヘコミ ベースボール程度まで	大ヘコミ 加修で直る程度の大きさ	交換し、 修復可能な 大きさ
W 補修跡塗装波	良質な仕上げ	通常の仕上げ	再補修を要す	—
S さび	小錆数箇所まで	ゴルフボール大まで	ベースボール大まで	—

×・・・交換要す　××・・・交換済　ワレ・・・割れ　色アセ・・・色褪せ　Pアト・・・ペイント跡　C・・・腐食

■ ガラス

	リペア跡	トビ石	ヒビ	ワレ	×要す
状態	良好な仕上げ	点傷	約1cm程度まで	ヒビを超えるもの	リペア不可

ポイントについて

ポイントとは、検査記号　A1～A3、U1～U5、S1～S3、W3の数字の合計。
ポイントの合計によって外装評価点の上限が決まる。(※P.2「外装評価点」参照)
W1・W2については展開図に記載するがポイント加算しない。　※W3はポイント加算

(例)

A1＋A2＋U2＋U1＋U2＋U2＋U2＋A2＋A2＝16ポイント (W2はカウントしない)
※15ポイント超なので評価点の上限は3.5点

内装評価点

A	新車状態と同様のもの
	綺麗で加修の必要がないもの
	目立たない小さな汚れ、簡単に取れる小汚れ程度まで
B	目立たない程度のコゲ・穴・切れ・のり跡等のもの（数箇所程度）
	走行距離相応の汚れ・へたり・ダッシュボードの浮き変形が少々であるもの
	内張り・シート・ハンドル等のスレ少々のもの
C	目立つシミ・汚れが酷いもの
	異臭があるもの（ペット臭・煙草臭等）
	部品欠品が多いもの
	目立つ加工穴、浮き大、割れ大、コゲ穴等
	大幅な加修を要し、回復が出来ない状態
	内装ペイント加工（1箇所でもあるもの）

修復歴の定義

修復歴の定義

外部または外板パネルを介して波及した力が骨格部分（上記箇所）に達しているもの及び骨格部分を加修しているもの

（財）日本自動車査定協会、日本オートオークション協議会　中販連（JU）、統一基準

①　クロスメンバー　（フロント、リヤ）
②　サイドメンバー　（フロント、リヤ）
③　インサイドパネル　ダッシュパネル
④　ピラー（フロント、センター、リヤ）
⑤　ルーフ
⑥　フロアー、フロアーサイドメンバー
⑦　リヤフロアー
⑧　ラジエターコアサポート

ASワンプラ評価基準

走行距離

「＊」メーター改ざん車

過去の記録簿等により走行メーターが巻き戻されている事が確認できるもの

現在の表示距離を記入し「＊」を付け、注意事項記入欄に「メーター改ざん車」と記入して過去の距離歴を記入する。

「＄」メーター交換車　　★　実走行と同様の扱い　★

新品メーター交換歴のあるもので、認証または指定工場の記録証明があるもの

合算距離を記入して「＄」を付け、注意事項記入欄に「メーター交換車」と記入して、交換前距離と日付および現在の表示距離を記入する。

「＃」走行不明車

上記以外で推定できる根拠がないが走行距離不明とするもの

現在の表示距離を記入して「＃」を付け、注意事項欄に「走行不明車」と記入する。

※メーター改ざんが判明した場合はクレームとして受理することになります。

メーター交換歴のあるものでも、認証または指定工場の記録証明が無いものおよび中古メーターに交換されているものは、現在の表示距離を記入し「＊」を付け、注意事項記入欄に交換前距離（中古メーターは取付け時の表示距離も記入）・日付・推定合算距離を記入し「メーター改ざん車」と記入して出品する。

1オーナー

新車名義の車輌　又は 新車名義より商品車登録にした車輌であるもの

新車保証書

当該ディーラーの証明（ディーラー印等）があるもの

純正装備品

原則としてメーカーのライン装着品、ディーラーオプションとする

TV・マルチ

●純正装備品欄の記載

新車販売時に設定の純正TV(メーカーオプション・ディーラーオプション)を装備している場合は、アナログ・地デジを問わずTV欄へ丸印を付して良いものとする。

●セールスポイント欄等の記載

TV・マルチ等（TV機能が標準装備に限る）の記載は、使用できることが条件になるので、地上デジタル放送が受信可能な機器（ワンセグ・12セグのいずれも可）を装着しているものとする。

※アナログ放送が終了しましたので、記載に注意してください

ASワンプラ評価基準

出品票記入Q&A

Q.1 検査にあたり、特に気をつけることは？

A.1 オークションの場合は、落札店が現車下見することを前提としていますが、ASワンプラは落札店は現車下見ができないことが前提となるため、内外装もクレーム対象になります。　落札店の立場に立って詳しく記載してください。

Q.2 どれくらいのキズから書いてなければクレームになる？

A.2 成約後、落札店様からクレームが入った場合、キズ・ヘコミ等の状態と展開図記入を照らし合わせるだけでなく、評価点や経過年数・走行距離等により総合的にASで判断します。
そのため一概に何cm以上からはクレーム対象になるとは言えませんが、トラブル防止のためなるべく詳しく出品票への記載をお願いします。
尚、外装評価が4点の場合、4点評価の根拠であるキズ・ヘコミ等をご記入いただくのは当然であり、なにも記載しないで4点相当のキズ・ヘコミが免責になるわけではありません。

Q.3 オークション出品時の出品票をそのまま書いていい？

A.3 オークション出品時の出品票をご参考にしていただいても結構ですが、オークションや他での検査で記載がなかったからといって、ASワンプラでクレーム対象にならないわけではありません。　また、ASワンプラ出品店責任となります。
各小A小Bといった書き方ではなく、より具体的に展開図にキズ・ヘコミ等の記入をお願いします。　また、展開図で表現できないものやオイル漏れ・下廻りの状態は、検査員記入欄に記入してください。
尚、オークション出品票の掲載は厳禁ですので、必ずASワンプラ出品票を使用してください。

Q.4 不具合や欠品部品はどこまで書けばいい？

A.4 出品票に書いていない部品は正常作動するものとし、純正部品はそろっているものとみなします。
不具合箇所や、純正部品の欠品・社外品については、注意事項欄に必ず記入してください。記載がない場合、規約に沿ってクレーム対象となる場合があります。

Q.5 写真にナビが映っているけど、実際にはナビがない場合、どうすればいい？

A.5 写真と成約時の状態が変わる場合、基本的には写真を撮りなおして写真を差し替えていただくようお願いします。
写真の差替えが難しい場合には、セールスポイントに記載しない・純正装備品のナビに○をつけないだけでなく、ナビ検査員記入欄に“現車ナビなし”と記入してください。
まぎらわしい場合、クレーム対象となる場合があります。

Q.6 ASNETに登録している住所以外から出品したい場合、どうすればいい？

A.6 落札店の画面には、ASNET登録の住所から引き取った場合の陸送料金が表示されておりますので、基本的には、出品店舗ごとに会員登録をしていただきます。一度ASへご相談ください。

修復歴を見分けるポイント

①車体フロント部分

フェンダーとボンネットの隙間等から
判断する。
ボンネットを開けてボンネットヒンジ・
フェンダー等のネジの工具跡又は
塗装の色違いからその周辺の修復歴
を疑う。

フロントバンパーのつけ根のボルト回し跡

②車体リヤ部分

トランクフロアとバックパネルの
接合部分に加修はないか。
下から覗いてフロア・ルーム等に
加修跡がないか。

トランクフロアを下から覗く

③車体サイド部分

フロントドア・リヤドア・フェンダー等
で色違いや塗装波から修復歴を疑う。
ドアヒンジのつけ根やピラー・サイド
ステップ加修の有無。

フロントドアとリヤドアの塗装色の明らかな違い

修復歴を見分けるポイント

修正機クランプ跡

①フロント

②リヤ

③サイド

上記のように修正機クランプ跡が1ヶ所以上ある場合は『R（修復歴）』評価とする。

参　考　資　料

ディーラー・並行車の見分け方

■ 型式

車検証の型式欄に記載されているもの

【例】フェラーリ　型式　E−F360　　ディーラー車
　　　　　　　　型式　不明　　　並行車
　　　　　　　　型式　ーF360ー　並行車

※ 正規ディーラー物でも小量輸入車(300台以下)等は、車検証上「不明」表示となっているものもある。

※ 正規ディーラーガソリン車の場合、型式に昭和53年度排気ガス規制適合の「E−」が表示される 【例】ベンツ「E−124030」 BMW「E−HD25」

■ ディーラー

正規ディーラーが輸入、販売している物

〈 ディーラー車を見分けるポイント 〉

○「YANASE」「BMW　○△」等のステッカーも参考になる

○ 正規輸入車の場合　通常エンジンルーム内にディーラープレートや日本自動車輸入組合（JAIA)のステッカーが貼られている

○ 日本語の取扱説明書等も参考となる

■ 新車並行

現地にて使用されていない車をディーラーを通さず輸入した物

基本的にモデル年式と車検証記載の初年度登録が同じ物

■ 中古並行

現地にて使用されていた車をディーラーを通さず輸入した物

走行距離が不明の場合も多く、モデル年式と初年度登録が異なる

〈 並行車を見分けるポイント 〉

○ 車検証の車台番号がシリアル番号ではなく、管轄陸運局の職権打刻の場合が多い　【例】愛（41）12345　愛　　東（41）56789　東

○ メーターのKm、マイル表示も判断材料になる